

志賀原発を廃炉に！訴訟・原告団 結成趣意書

2011年3月11日、東北・北関東地方を襲ったM9の大地震、20mを超す大津波は戦後最大最悪の被害をもたらしました。死者と行方不明者、さらに震災後、避難生活等で体調や心身に変調をきたし亡くなった人々を含めるとその数は2万人を超えています。

一方、東京電力福島第一原発が引き起こしたレベル7のシビアアクシデントはまったく収束の目途もたたず現在も放射能を空間に、地下に、海中に撒き散らしています。さらには4号機プールの使用済み核燃料溶融の危険性が日本はおろか全世界を不安に陥れている有様です。政府・東電は福島第一原発の廃炉を決めたものの、1～3号機すべてでメルトスルーを起こしている現状でどのように超高濃度核物質である核燃料をとりだせるのか、その具体的方法すらまったく分かっていないのが現実です。にもかかわらず野田内閣は昨年末に「収束宣言」を発する一方、この間、世論を一切無視し、自らの企業利益だけを死守しようとする財界・電力業界の要求を丸飲みし、大飯原発3,4号機の再稼働を強行するなど福島県民をはじめ日本国民全体を蔑ろにする姿勢を際だたせています。

そうした中、北陸電力もまた志賀原発の再稼働を声高に叫んでいます。2006年3月24日、金沢地裁（井戸裁判長）は、「想定を超えた地震で原発事故が起こる可能性がある」としてわが国の商業用原発で初となる志賀原発2号機の運転差し止めを命ずる画期的な判決を出しました。あのとき志賀原発を実際に止めていれば今回の福島原発事故は起きなかつた可能性もあります。2009年3月の控訴審判決、2010年10月の上告審判決ともこうした意味では今回の「フクシマ」を起こしてしまった大きな要因とさえいえるものです。

最近、志賀原発からわずか9kmしか離れていない断層が活断層である可能性が高いことが専門家による調査で明らかになっています。さらに北側海域にも陸側にも複数の活断層があり、連動する危険性があることは以前から指摘されていました。北陸電力はこうした場合でも想定基準地震動を下回るなどとしていますが、想定を上回る地震が昨年3.11に起きたのです。まして1999年の臨界事故を8年も隠蔽し続けていた北陸電力の再評価結果など全く信用できるものではありません。

福島では第一原発から60kmも離れている福島市や郡山市で現在もホットスポットと呼ばれる高線量の放射線が出されている地点が多くあります。除染してもそのときだけで効果は持続しません。子どもたちを含め、福島の多くの人々は内部外部被曝の状況に置かれ続けているのです。あらゆる核物質は暴走したら人間には制御できなくなります。無念にも福島第一原発事故を経験してしまった私たち、二度と同じ過ちを繰り返してはなりません。すべての子どもたちに、これから生まれてくる子どもたちに希望と未来を保障するため、すべての原発を今こそ廃炉にしましょう！全国で唯一、原発訴訟で勝訴した石川で志賀原発を廃炉にしましょう！富山の仲間たち、全国の仲間たちとともに。

2012年6月25日 志賀原発を廃炉に！訴訟原告団一同

志賀原発を廃炉に！訴訟／原告団およびサポーター規約

(名称)

第1条 この団体名を「志賀原発を廃炉に！訴訟／原告団」とする。

(所在地)

第2条：この団体の事務局を 石川県金沢市香林坊 1－2－40 石川県教組書記局内に置く。

(目的)

第3条：この団体は訴訟により志賀原発の廃炉を求めて行くことを目的とする。

(原告団・サポーターの資格)

第4条 この団体の原告団は訴訟を行う者で組織する。この団体のサポーターは、団体の趣旨に賛同し、原告団を支援する者で組織する。

(役員)

第5条 この団体に次の役員をおく。

原告団長

副団長若干名

事務局長

事務局次長

事務局員若干名

会計担当者

(役員の任期)

第6条：役員の任期は1年とする。

(役員の役割)

第7条 原告団長は団体を代表し、運営する。副団長は団長を補佐し、団長が欠員の時は、団長の職務を遂行する。事務局長は事務局を統括し、事務局次長は事務局長を補佐する。事務局員は具体的な事務を司る。会計は、会費の徴収、経理を行う。

(団体の運営)

第8条 原告団は毎年1回総会を開催し、この団体の重要事項を審議する。議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。サポーターは総会にオブザーバー参加することができるが議決権は有しない。

(会費の徴収)

第9条 原告団は、この団体の運営および裁判費用として1年間に3,000円以上の会費を負担する。サポーター会費は1年間に1,000円以上とする。

(規約改正)

第10条 この規約は、原告団の過半数の同意をもって改正することができる。

付則

(1) 団体の役員は次の会員とする。

原告団長	北野 進
副団長	堂下 健一
副団長	宮下 登詩子
副団長	小川 晃
副団長	山崎 彰
事務局長	柚木 光
事務局次長	湊谷 茂
事務局員	岡崎真一、中村照夫、川口昭一
会計担当	田中尚子

(2) この規約は2012年6月25日から適用する。

上記記載内容が正しい旨、証明します。

株洲市三崎町本19-26-1 原告団長 北野 進 印